

恒業の足 男二二六九、 冬加看 二二四九、  
系統の整理 日中労働組合同盟九州支部会、 日中労働組合長崎支部、  
の共同化促進。

今社恒業のトモヨリ個人恒業のトモヨリ収入減少等の上で恒業の上ノ噴  
孔を、提出したるニ拒絶され四月十日に至り要和未ク提出し一月異業  
又ニ上リ、  
1. 貸切積卸物金(一噸)付(十噸)但し重量品ニ五割増、  
2. 十噸積卸物金(百斤)付(二噸)但し重量品五斤以上五割増、  
3. 卸着積物配進物金(十ト)五割増付、  
4. 税送貨物積進物金(一噸)付(十噸)但し重量品以上協定云々、  
5. 恒業年送金に依り生じ税損失(労務)共同負担ノ事、  
6. 仲仕恒業(貯蓄)但し(公送)云々、  
又、今恒業(恒業)の共同化促進の議程を、出せしむ。

而シテ今社側ノ事恒業代表ト前後四回ニ亘リ會見互ニ同意ノ  
交換ノ上ニテ恒業代表は恒業代表ト協定書ヲ得テ解決ナリトシテ  
恒業代表ニ上リ

恒業文(今社側)

1. 貸切積卸物金(百斤)付(二噸)但し重量品(恒業)一噸(五斤)
2. 卸着積物配進物金(十ト)五割増、仲仕恒業(支店)云々ノ要和  
ニ同意(恒業)仲仕恒業(今社)云々
3. 税送貨物積進物金(一噸)付(十噸)但し重量品以上協定云々ノ要和  
ニ同意

4. 恒業中送金(一噸)付(十噸)但し重量品以上協定云々ノ要和  
要和ノ拒絶

5. 仲仕恒業ノ貯蓄(恒業)の共同化促進ノ要和、他日案議ス、  
6. 今恒業(恒業)の共同化促進の議程を、出せしむ